

令和5年度
いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略策定業務

業務仕様書

令和5年4月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略策定業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

県産農林水産物の販路開拓・拡大を進めるため、マーケット分析に基づいた販売戦略の仮説を検証し、消費者ニーズの変化を踏まえ、DX等の活用による新たな販路開拓・拡大戦略を構築する。

(2) 業務概要

- ア 業務名** 令和5年度いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略策定業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

(3) 業務内容

県と協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

ア 販売戦略等策定品目の選定

首都圏等大消費地の飲食店等への販路拡大を前提に、生産地が複数ある、10品目以上を選定すること。品目選定は県との協議の上、決定すること。

選定にあたっては、以下の品目を参考に、農畜産物・林産物・水産物の各分野1品目以上含み、生産地や旬の時期等を考慮し、バランスよく選定すること。

品目例は次のとおり。

うに、さわら、サーモン、いわて牛、南部かしわ、りんご、ぶどう、原木しいたけ、わらび、米（金色の風、銀河のしずく）等

イ 県産農林水産物のマーケット分析

アで選定した10品目を対象に評価し、品目ごとのカルテを作成すること。

カルテを作成するにあたっては、以下の事項を実施すること。

- ① 首都圏等大消費地の市場における選定品目のポジションや競合相手を整理すること。
- ② 卸・小売・外食等の業者の有識者のヒアリングを実施すること。
- ③ 県外の飲食店等及び消費者のテストマーケティングを実施すること。飲食店等には、「黄金の國、いわて。」応援の店の登録店も一部含めること。
- ④ カルテには、品目のポテンシャル（強み・弱み）を整理した上で、最適と見込まれる販売方法、販売場所（輸出も含む）、プロモーション方法を記載すること。
- ⑤ 10月までに3品目のカルテを作成すること。

ウ 販売戦略案の提案

イを踏まえ、販売PRの観点から、県産農林水産物全体のけん引役として見込まれる5品目を選定し、販売戦略(案)を提案すること。

販売戦略案の提案にあたっては、以下の事項を盛り込むこと。

- ① 県産農林水産物全体のブランドコンセプトを提案すること。
- ② 販売戦略は、県の今後の施策立案の根拠資料となるよう、具体的に提案すること。
- ③ 品目ごとに課題に対応した販路開拓・拡大に向けた具体的な取組を提案すること。
- ④ 販路開拓・拡大に向けた取組には、D Xの取組（生産者のD X推進等）を含めて提案すること。
- ⑤ 一定品目数は12月までに販売戦略案を提案すること。

エ 岩手県担当職員の資質向上

- ① 県担当職員の資質向上に向けて、マーケティング調査を実施する際の県担当職員の同行を調整すること。
- ② マーケット分析における評価の勘所を伝授するとともに、実需者等との橋渡し役となり、販路開拓につながる人脈作りを支援すること。
- ③ 戦略策定や効果検証のノウハウを助言すること。
- ④ その他、本業務に必要な専門知識等の習得、現場活動に対する助言指導を行うこと。

オ 自由提案

本業務終了後、県が自らP D C Aサイクルを回しながら販売戦略の実践と検証が実施できるような取組等を提案すること。

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

なお、カルテ及び販売戦略案の作成に係り、その根拠として使用したデータも併せて納品すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。
- イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。